

◎新潟県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市水沢町 140 番 17 まで	新	(A) 8.9～31.2メートル	380.1メートル
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市新栄町 1 番 2 まで		(B) 10.2～39.2メートル	238.5メートル
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市水沢町 140 番 17 まで	旧	8.9～31.2メートル	380.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重複

一部区間胎内市道新栄町・関沢線と重複